

法令索引

★は海技試験の受験に必要な法令を示しています。

あ 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令……………一七六

え 液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示……………七九

液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示……………八元

お 大島瀬戸における経路の指定に関する告示……………三七
 O C R に用いる申請書の記載方法に関する告示……………二〇二

か 海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示……………二〇〇

海事代理士試験規程……………八六

海事代理士法……………七

海事代理士法施行規則……………八四

海上運送法……………二

海上運送法施行規則……………二二

海上運送法施行令……………二七

★海上交通安全法……………二八八

海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示……………二三八

★海上交通安全法施行規則……………二三九

★海上交通安全法施行規則……………二〇七

海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な

情報を示す記号を定める告示……………二五三

★海上交通安全法施行令……………二〇一

★海上衝突予防法……………二六四

★海上衝突予防法……………二七八

★海上衝突予防法施行規則……………二七九

海上衝突予防法施行規則第九条第一項第三号の動力船を定める告示……………二八七

海上衝突予防法施行規則第二十二條第一項第十五号の

信号を定める告示……………二八七

★一九七四年の海上における人命の安全のための国際条約（抄）……………一九六

★海上における人命の安全のための国際条約等による証

書に関する省令……………八三

海上保安庁法……………一九五九

海上保安庁法……………二四四

★海難審判法……………二五二

★海難審判法……………二五二

★海難審判法施行規則……………二五一

海難審判法施行令……………二四三

海難ニ於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約……………二四三

- ★海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律……………一五四
- ★海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則……………一六六
- ★海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令……………一五四
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に
基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する
省令……………一七七
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に
基づく船舶の設備等の検査等に関する規則……………一七四
- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の
利用の促進に関する法律……………一七八
- ★海洋法に関する国際連合条約（抄）……………二〇八九
- ★関税法……………一八四
- き
- ★危険物船舶運送及び貯蔵規則……………六五
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則第五十八条において準
用する船舶防火構造規則の告示で定める要件等を定
める告示……………七七
- 救命艇手規則……………一〇〇
- 救命艇手試験科目……………一〇九
- ★漁船特殊規則……………六三
- 漁船特殊規則第三条第十一号及び第四条第九号に掲げ
る業務を定める告示……………六三
- ★漁船特殊規程……………六四
- 漁船の基準を定める告示……………六四
- ★漁船法……………八四〇
- 漁船法施行規則……………八五〇
- 漁船法施行令……………八四九
- 巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示……………一三五
- け
- ★検疫法……………一九三
- ★検疫法施行規則……………一九七
- 検疫法施行令……………一九四
- こ
- ★航海当直基準……………九六
- 航海に関する記録を定める告示……………九七
- 航海用具の基準を定める告示……………四九九
- ★港則法……………三七二
- ★港則法施行規則……………一三四
- 港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等
を定める告示……………一四五
- 港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他
の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的
地に関する情報として送信する記号……………一四六
- 港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの
進路を表示する信号……………一四八
- 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示……………一九一
- ★港則法施行令……………一八一

航路等を記載する海図の指定に関する告示	三三四	し	★商法(抄)第三編 海商	九〇
航路標識法	一五三		進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示	一三六
港湾運送事業法	六九		進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示	一三三
小型漁船安全規則	六六			
小型漁船の基準を定める告示	六四			
小型漁船の総トン数の測度に関する省令	二〇〇			
小型漁船の総トン数の測度に関する政令	一九			
小型船造船業法	一三七			
小型船舶安全規則	六四五	せ	船員災害防止活動の促進に関する法律	一四〇
小型船舶操縦士試験機関に関する省令	二〇九		船員職業安定法	一五〇
小型船舶登録規則	一八八		★一九七八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(抄)	一九七
小型船舶登録令	一八三		船員の労働条件等の検査等に関する規則	一〇一
小型船舶の基準を定める告示	一七一		★船員法	八六〇
小型船舶の登録等に関する法律	一七		船員法第八十条第三項の食料表	八九九
小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令	一七		船員法第一百七十条の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物を定める件	九〇
★国際海上危険物規程	二〇六		船員法第一百八条の三の主務大臣の定める速力	九〇
★国際海上固体ばら積み貨物規則(仮訳)	二〇三		★船員法施行規則	九二
★国際海上物品運送法	一〇三		船員法施行規則第三条の三第一項第一号の航路を指定した件	九六
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	一七四		船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定する航路を定める告示	九六
★国際保健規則(二〇〇五)(仮訳・抄)	一九九		船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定に基づ	九六
国土交通省設置法(抄)	一九五			
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	八〇			

- き、運輸大臣が告示で定める基準を定めたる件……………九七〇
- 船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及び第五項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件……………九七〇
- 船員法施行規則第七十七条の十四第一項の国土交通大臣が告示で定める基準を定める件……………九七〇
- 船員法施行規則第八号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、国土交通大臣の指定する海技大学校等の講習料の課程を定める告示……………九七〇
- 船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準……………九七〇
- 船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準……………九七〇
- 船員法に基づく登録検査機関に関する政令……………九七〇
- ★船員労働安全衛生規則……………九七〇
- 船員労働安全衛生規則に基づく運輸大臣が指定する薬品……………九七〇
- 船員労働安全衛生規則により運輸大臣の指定する衛生上有害な物……………九七〇
- 船員労働安全衛生規則の規定に基づく運輸大臣の指定する常用危険物……………九七〇
- 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示……………九七〇
- 先進船舶の対象範囲を定める告示……………九五三
- 船内における食料の支給を行う者に関する省令……………九五三
- 船内における食料の支給を行う者に関する省令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準……………九五三
- 船内の管系及び電路の系統の識別標準……………九五三
- ★船舶安全法……………九五三
- 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令……………九五三
- ★船舶安全法施行規則……………九五三
- 船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二ただし書の告示で定める要件を定める告示……………九五三
- 船舶安全法施行規則第十九条の三第二号及び第六十条の四第一項の規定に基づく告示……………九五三
- 船舶安全法施行規則第六十条の六第二項のデジタル選択呼出装置の要件を定める告示……………九五三
- 船舶安全法施行規則第六十三条の救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに捜索及び救助業務に従事している航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味を定める等の件……………九五三
- 船舶安全法施行規則第六十五条第一項の告示で定めるスズの含有率を定める告示……………九五三

- 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示……………二九二
- 船舶安全法施行令……………二四四
- 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令……………一七三
- ★船舶機関規則……………三五六
- 船舶気象通報規程……………一五二
- 船舶救命設備規則……………四六六
- 船舶区画規程……………五九六
- 船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める告示……………六三三
- 船舶区画規程第百十四条第一項の貨物及び値を定める告示……………六三三
- 船舶構造規則……………二九六
- 船舶自動化設備特殊規則……………五七七
- 船舶衝突二付テノ規定ノ統一ニ関スル条約……………二四〇
- ★船舶消防設備規則……………五五六
- ★船舶職員及び小型船舶操縦者法……………一〇七六
- ★船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則……………一三〇〇
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三條第一項及び第六十六條の地方運輸局等を指定する告示……………二九六
- ★船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令……………二〇〇〇
- 船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令……………二二六
- ★船舶設備規程……………三三七
- 船舶設備規程第二百八十八條第一項の動力ビルジポンプを定める告示……………四四四
- 船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二條第九項の機能等を定める告示……………四四四
- 船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示……………一四九六
- 船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示……………四四四
- 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令……………二〇一
- 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第五條第三号の規定に基づき国土交通大臣の指定する漁業を定める告示……………一〇〇〇
- ★一九七三／七八年の船舶による汚染の防止のための国際条約(抄)……………一〇〇〇
- 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(抄)……………七三二
- 船舶の艤装数等を定める告示……………四四四
- 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示……………六六六
- 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律……………一七〇四
- 船舶の消防設備の基準を定める告示……………五五七
- ★船舶の所有者等の責任の制限に関する法律……………一〇六
- 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令……………二一九
- 船舶の操舵だの設備の基準を定める告示……………四五六
- 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示……………四三八
- 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める告示……………四三八

る省令	一七九	示	八三三
船舶のトン数に関する証書交付規則	一三三	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法	一八五
★船舶のトン数の測度に関する法律	一〇三	な	
船舶のトン数の測度に関する法律施行規則	二〇六	内航海運業法	五九
船舶のトン数の測度に関する法律施行令	二〇七	に	
二〇〇四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(抄)	二〇壹	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指	一七六
船舶の防火構造の基準を定める告示	三三六	標に関する基準を定める省令	一七六
★船舶復原性規則	六三三	日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約	二二九
船舶復原性規則第二十六条の仮想状態を定める告示	六三三	日本船舶であることの証明書交付規則	一七五
★船舶法	一五〇	は	
★船舶法施行細則	一五五	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(抄)	二〇七
船舶防火構造規則	三三二	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律	一八六
★船舶油濁等損害賠償保障法	二〇〇	ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示	三〇
船舶油濁等損害賠償保障法施行規則	二四〇	パリ宣言	三三六
船舶油濁等損害賠償保障法施行令	三三六	ふ	
造船法	一八元	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	一八三
その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示	八三三	武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律	一八七
と			
★特殊貨物船舶運送規則	八三三		
特殊貨物船舶運送規則第十五条の十の船舶を定める告示	八三三		

	満載喫水線規則……………	五七二
ま		
み		
★水先法……………	二二三	
水先法施行規則……………	二三〇	
★水先法施行令……………	二三五	
ゆ		
有害液体物質の排出率等を定める省令……………	一七五	
よ		
一九七四年ヨーク・アントワープ規則……………	二三六	
り		
★領海及び接続水域に関する法律……………	一六七	
領海等における外国船舶の航行に関する法律……………	一八〇	
ろ		
ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電 気設備の基準を定める告示……………	四四四	
ロンドン宣言……………	二二九	